

第2章 ボランティア・NPOとの協働

1. 協働への歩み

(1) 活動の活性化の背景

個人や団体によるボランティア活動、NPO団体による活動が活性化してきた背景を探ると次の点に集約できそうである。

- (ア)人々は、社会が成熟化したことにより、「物質的な豊かさ」から生きがいや自己実現などの「精神的な豊かさ」を求めるようになった。こうした意識の変化や余暇時間の増加が、健康な高齢者をはじめとする多くの人々に、自らの意欲や能力を地域社会で活かしたいとの社会貢献活動への意欲の高まりをもたらした。
- (イ)人々の生活スタイルや価値観の多様化、少子・高齢社会への急激な移行など、社会が大きく変化し一層複雑化する中で、人々のニーズも多様化してきた。行政がこうしたニーズの全てに対応することにはおのずと限界があり、また、財政・組織（人員）といった行政の持つ諸制約からも不可能である。こうした情勢の中で「市民セクター（第3セクター）」としてのボランティアやNPOによる自主的な社会参加活動の重要性が認識され始めた。
- (ウ)10年前の阪神・淡路大震災の被災地におけるボランティア・NPO団体の活躍は、多くの人々に共感を与えるとともに、その活動に対する関心を高めた。それが社会貢献活動を始める契機となったといえる。
- (エ)特定非営利活動促進法（NPO法）の成立・施行が、これまでの活動を一層活発化させることとなった。平成10年12月の法施行によって、任意団体であったNPOが法人格を取得できるようになり、サービス提供主体としての活動の場が拡大した。
- (オ)このような社会の変化や人々の意識の変化は、行政に対して

も発想の転換を強いることとなった。行政にも、より多様化・複雑化した市民のニーズに沿うためには、社会貢献活動の備える専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことのできる行政サービスにおいて、ボランティア・NPO団体と協働を推進していくことが求められるようになった。

（２）ボランティア・NPO活動の動き

板橋区における、ボランティア・NPO団体による活動に係わる動きは、平成７年の「板橋区政活性化推進懇談会」の答申によって動き出した。21世紀を展望した板橋区政活性化の方策についての提言の中で、ボランティア等との協働について、次のような方向性が打ち出された。

「行政に対する区民ニーズが高度化・多様化するにつれて、区民・企業などと区が社会的な課題を協働して解決する領域はさらに拡大するものと考えられる。

特に、区民に最も身近な区にあつては、区民施設の運営や福祉・防災・リサイクルといった地域活動などで、きめ細かな対応を実現するため、ボランティアなどとの関わりをより密接にする必要がある。青少年から高齢者まで、幅広い世代が社会活動へ気軽に参加できるよう、区としてもボランティアに関する情報を提供したり、リーダーの育成を行うなど、支援体制の整備を行う必要がある。現在、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターがボランティアに関する相談・紹介事業や情報提供事業を行っているが、さらに、ボランティア活動を活性化するため、その活動の自主性を損なわないことに配慮し、『ボランティア条例』の検討など支援体制の整備を図らなければならない。」

この提案を受け、平成９年３月全国で初めての「ボランティア活動推進条例」が成立・施行された。板橋区における社会貢献活動団体との協働の推進に向けての取り組みが、具体的に動き出した。その後の動きは、別表１（30ページ）により紹介したい。

2. 協働への仕組みづくり

(1) 協働に向けての検討

(ア) ボランティアとの協働に向けて

「板橋区ボランティア活動推進条例」第4条に基づいて、ボランティア活動推進協議会が設置された。20名の委員は、ボランティア活動の現況、総合的な連絡調整及びボランティアと区との協働のあり方等について調査・検討を開始し、8回に渡る調査検討の結果、活動推進のための基本的考え方をまとめた。その概要は次のとおりである。

(a) ボランティア活動と行政のかかわり

①ボランティア活動との協働に関する基本的考え方

・ボランティアと行政との協働のあり方

ボランティアと行政との関わり方は、大きくは、[行政の補完的役割を担う協働] [対等な協働] [ボランティア主導の協働] の3類型に分けられる。活動の推進にあたってはボランティアや団体の自主性・自発性を第一義に考える必要があることから、対等またはボランティア主導の協働関係であることが望ましい。

・パートナーシップの確立

ボランティアと行政との望ましい協働関係を築くために次のような原則に基づくパートナーシップであることが求められる。

- * 互いの特徴や能力、差異をよく理解すること（相互の理解）
- * 協働する共通の目的を明確にし、共通のものとする（目的の明確化と共有）
- * 対等で互いに自由な判断ができる関係であること（対等で自由な関係）
- * 相手の価値観を理解し、自らを変革できること（自己変革の可能性）
- * 協働関係が誰にでも開放されていること（開放性・公開性）

②行政がボランティア活動に関わる意義

- ・社会的課題への対応

地球環境問題の顕在化などの社会的課題に対応した、多様な個別的社会ニーズに応じていくために、行政はボランティアと適切なパートナーシップを築き、積極的に協働していくことが求められる。

- ・区政の活性化

これまでの公平性・平等性を重視する行政活動だけでは、社会ニーズが多様化・個別化する多元的社会に対応できない面が出てきている。ボランティア活動と関わり、その手法や発想を取り入れることにより、行政自らを活性化することが期待できる。

- ・地域コミュニティの構築

地域において人と人とがふれあうことによって、新たな人間関係の発展が生じ、地域の相互扶助を強化し、コミュニティの再構築につながることを期待できる。地域参加型社会の構築にもつながる。

(b) ボランティア活動の推進方策

ボランティアの主体性や自主性を尊重するためには、活動そのものよりも活動環境の整備を中心とした推進方策が有効であると考えられる。

①「ボランティアの育成、自発性、社会性を尊重し、多様な活動を支援する」ための推進方策

- ・人材の育成

(ボランティア活動のリーダーや活動団体の中核となるスタッフの養成)

- ・ボランティア担当組織の設置

(ボランティア活動の拠点として、団体相互間の情報交換及び連携、相談や情報提供等の支援を効率的に行うとともにボランティア意識の醸成を図るなど、区の施策推進の主体となる組織が求められる)

②「関心や意欲を活動に結び付けるきっかけづくり」のための推進方策

- ・きっかけづくり

(青少年のボランティア活動体験など、様々なボランティア学習の機会を通じて参加の機会を提供することが促進策として考えられる)

- ・情報提供

(活動に必要な情報の提供にあたっては、インターネットの利用など、身近に誰でも容易にアクセスできることに留意する必要がある)

③「ボランティア活動を支援する環境づくり」のための方策

- ・機会の提供

(社会教育施設や福祉施設におけるボランティアの受け入れを行うことや、地域における活動のプログラムを開発し活動の機会を提供することにより、新たな活動の場を拡げていく必要がある)

- ・ボランティアハンドブックの作成や相談情報提供窓口の設置
(情報を必要とする人、相談をしたい人のための手立てを検討・整備することが必要である)

- ・人材の確保・育成

(人材の育成とともに、ボランティア登録制度など人材バンクを充実させることが必要である)

- ・顕彰制度の検討

(ボランティアは自主性・自発性に基づく活動であり対価や見返りを求めない活動であるが、活動を社会的に評価することは活動への関心や意欲を喚起することに有効である。公平な評価システムや顕彰方法について十分に検討することが必要である)

④「ネットワークとパートナーシップ」のための方策

- ・ボランティア情報システムの構築

(インターネットを利用したボランティア情報の登録・紹介・相談受付等を行うボランティア情報システムを整備する必要

がある)

- ・ 交流・ネットワーク

(ボランティア区民会議を地域連絡会として位置付け、地域の人々や団体等が一堂に会することで、地域のネットワーク促進の機会とする必要がある)

- ・ 交流イベントの開催

(ボランティア活動への区民の理解と意識の醸成を図ることを目的として、団体・グループの活動内容の紹介等を目的とした各種のイベントを開催する必要がある)

以上、ボランティアと区との協働のあり方についての基本的な考え方が示された。区は、この考えを受けて引き続き、「NPOとの協働のあり方」の検討に入った。

(イ) NPOとの協働に向けて

平成10年「NPO法」が施行されると、翌11年には全国でNPOの認証がスタートした。板橋区においてもNPO団体の活動の先行的な事例もいくつか見受けられるようになった。こうした状況のもと、平成12年には「NPOとの協働のあり方検討会」による検討の結果がまとまった。

その概要を項目に沿って整理すると、以下のとおりである。

(a) 協働を進める上での課題

行政側の課題

- ・ 各部署で関連する団体情報等の収集・整理・活用
- ・ 市民活動に対する職員の理解の促進
- ・ 住民ニーズ、NPOの実情・要望の把握
- ・ NPOとの協働拡大に伴う関係団体等との調整

NPO側の課題

- ・ 行政情報へのアクセスと行政に対するアプローチの姿勢
- ・ 行政の立場や役割に対する理解の促進
- ・ 財政基盤の安定化、人材の確保・育成

- ・既存の市民活動団体、活動組織との連携と協力

責任の分かち合い

- ・相互が担うべき役割を責任をもって遂行すること

公平公正の原則の確立

- ・協働を進める際の手続きの公平・公正の原則の確立

改革の必要性

- ・協働領域の拡大のため、双方が自己改革を推進

(b) 協働の指針

- ・良好なパートナーシップを構築
- ・協働により新たな区民サービスを発掘する
- ・事業・制度を協働の視点から見直す
- ・情報を共有化する
- ・職員の意識改革を進める

(c) 協働を進める上での環境づくり

- ・情報の収集提供システムの整備
- ・市民活動担当窓口の充実
- ・人材育成・紹介・斡旋制度の創設
- ・財政支援（ボランティア基金の活用など）
- ・企業との連携

(2) 協働に関する推進計画の策定

平成14年3月に策定された「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」は、2つの検討の結果を整合して体系化したものである。国民生活白書で打ち出された、対等な立場での新たな「公共」の創造に向けた板橋版の基本的な計画と言える。

「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画」の概要

ボランティア・NPO活動の推進と、諸団体との「協働」の推進に向けての具体的な施策を定めた計画である。この計画に基づいて、「協働のシステムづくり」と「ボランティア・NPOの支援施策」の展開が始まった。

(a) 区の推進体制の整備

- ①専管組織の創設（総務課「ボランティア・NPO係」を平成14年4月1日設置）
- ②連絡調整会議・担当者会議・推進員の設置（平成14年7月設置）
- ③協働による新たな区民サービスの発掘（いたばしNPOネットワークへの参加）

(b) 推進の取り組み

- ①全事業を協働の視点で見直すとともに、各事業の計画段階で協働の検討項目を加える
- ②ボランティア・NPOからの提言の具体化・事業化
- ③ボランティア・NPO活動に対する区民意識の醸成
- ④ボランティア・NPO活動に対する職員の意識啓発

(c) 総合ボランティア構想の推進

- ①「板橋ボランティアセンター」の改革・充実
- ②ボランティア情報ネットワークの構築（平成15年1月開設）
- ③地域に「活動・学習の場」の設置（既存施設活用）

(d) いたばしNPOネットワークセンターへの支援と参加

(e) ボランティア・NPOの先駆的事业への資金補助（いたばしボランティア基金の活用平成14年5月実施）

3. 協働への試み

(1) いたばしボランティア・フェスタの開催

2001年のボランティア国際年に合わせ、「いたばしボランティア・フェスタ2001」が、協働を願う人達による実行委員会の手で開催された。平成13年9月のことである。市民活動の新たな拠点とネットワークを求めて日頃からボランティア活動に関わる区民にとって、大変意義のある「場」となった。

区内150を超えるボランティア団体が参加し、記念講演、体験コーナー、様々な交流事業が催された。また当日、参加者の手で「区民によるいたばしボランティア宣言」が行われた。

「21世紀のはじまりと、国連が定めた『2001年ボランティア国際年』にあたり、私たちはボランティア活動を通じて、あらゆる矛盾と課題にたちむかい、私たちの住む地域と社会をボランティアの手でよりよいものとします。そして、すべての人たちがともに生き、次代に誇れる地域と社会を創造します。

また、ボランティア活動を通し、それぞれの自己実現を図り、かけがえのない人生を主体的に切り拓いてゆきます。

今日私たちは、自らの、地域の、そして社会の未来を信じ、希望をもって一人ひとりが行動を始め、ボランティアとして絶えることのない歩みを続けることを誓い、ここに宣言します。」

（２）具体的な【協働】の形態と事業例

社会貢献活動団体等と行政との協働にあたっては、事業目的・事業内容にふさわしい協働形態を選択することが重要である。板橋区では、社会貢献活動団体等との協働の状況を、毎年度半期ごとにまとめている。直近の平成16年度上半期の状況では、協働事業数が118事業、協働団体が337団体となっており、前年度同期と比較して3事業・15団体の増となった。着実に協働は進展しているといえる。

別表2（34ページ）により、協働の形態別に具体的事業の一例を掲示する。

4. さらなる協働の推進に向けて

（１）総合ボランティアセンター構想

第3期の板橋区ボランティア活動推進協議会（任期平成14年7月～平成16年7月）では、先に紹介した「ボランティア・NPOとの協働に関する推進計画」に盛り込まれた諸施策の実現に向け、46回の会議を通し具体的な方策を検討してきた。その検討の結果が、「提案書」としてまとめられ平成16年5月に区に提出された。

この提案を受け、板橋区は、次の概要に示すとおり、「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想をま

とめた。

「いたばし総合ボランティアセンター」基本構想概要

(ア) 総合ボランティアセンターの組織

(a) 運営委員会の組織

社会福祉協議会（以下「社協」）、協働運営の主体となるNPO法人（以下「協働NPO法人」）、公募の個人委員及び団体推薦委員、板橋区の4者から、25名以内の委員で構成し、ボランティア及びNPO活動の推進施策を協議し検討をするほか、NPOセンターの運営、事業の計画立案、ネットワークの構築などを行う。

(b) 役員会の設置

区民、協働NPO法人、社協、板橋区の4者による各2名の8名からなる役員で構成し、NPOセンターの運営に関わる経営管理や責任を担う。

(c) 事務局の設置

社協、協働NPO法人の常勤スタッフ及び独自の有給スタッフで構成し、NPOセンターの庶務を担当するとともに、常設窓口として各種相談業務を行う。

(イ) 総合ボランティアセンターの機能及び業務

(a) 機能

板橋区におけるボランティアやNPOの自主的・自発的活動推進施策の協議・検討及びボランティアNPO活動への支援機能、災害時の活動サポート機能を設ける。

(b) 業務

ボランティア及びNPOに関わる人材育成事業、関連する相談支援業務を実施する。

(ウ) 運営に関する諸経費

(a) 運営委員会・役員会の運営経費

会議開催等に伴う委員・役員への報酬は、無償。

(b) 事務局運営経費

①人件費

・社協ボランティアセンタースタッフ

当該事務局に参加する社協雇用のスタッフについては、現社協ボランティアセンター人件費（板橋区補助金）を当てる。

・協働NPO法人スタッフ

板橋区専管組織（総務課ボランティア・NPO系）の業務移譲に伴う削減経費を当てる。

②事業用経費

- ・ 現行の板橋区専管組織予算の「ボランティア活動推進経費」を当てる。
- ・ 現行の社協予算である「ボランティア活動推進事業経費」を当てる。
- ・ その他、事業収入を当てる。

(エ) その他

(a) 運営の見直し

総合ボランティアセンター設置後、概ね3年程度を目標に（平成21年度）、公益法人の見直しやNPO法人税制改革、区民の意識・意見等を踏まえ、4者の責務や構成等の見直しを行う。

(b) 設置のスケジュール

- ・ 平成17年2月：運営委員会設置
- ・ 平成17年6月：運営委員会での検討を踏まえ事業化
- ・ 平成18年4月：総合ボランティアセンター設置開設

別表 1

板橋区におけるボランティア・NPO活動の推進に係る動き

年度	NPOと板橋区の動き		板橋区におけるボランティア活動推進の動き	
	月	活動内容	月	活動内容
7		平成7年1月17日 阪神・淡路大震災	6 3	板橋区政活性化推進懇談会「設置」 板橋区政活性化推進懇談会「答申」 ボランティアとの「協働」がうたわれ 「ボランティア条例」の検討を提案
8		平成9年1月 日本海重油流失事故	4 10 2 3	「民間公益活動の促進に関する検討委員会」（庁内組織）設置 「第2次板橋区活性化推進計画～21世紀に向けた板橋区活性化推進への取り組み～」 ボランティア活動推進条例「区議会上程」 ボランティア活動推進条例「施行」
9	11 3	国連で2001年「ボランティア国際年」を議決 「NPO法」制定	7 3	ボランティア活動推進協議会「設置」、活動を開始 大原社会教育会館「ボランティア市民活動広場」第1回開催
10	12	「NPO法」施行	10 3	ボランティア活動推進協議会「中間報告」 ボランティア活動推進協議会「報告書」
11	4 6 12	全国でNPOの認証始まる 板橋区での第1号NPO認証が行われた 「広報いたばし」にて、NPO法人一覧を掲載 ※12.2「地域創造塾」初開催（NPO参加の区職員研修、初年度は「地域デザインフォーラム」として開催）、NPO法人（認証6団体中3団体参加）と青年会議所が参加	4 9 9 12 1 2 3	総務課ボランティア活動推進主査を設置 大原社会教育会館「ボランティア市民活動相互学習コーナー」の創設 第2次ボランティア活動推進協議会が活動を開始 同協議会に、3つの部会を設置し協議開始 同協議会部会から「ボランティア基金」創設の提案 いたばしボランティア基金条例「区議会上程」 いたばしボランティア基金条例「創設」 ※総合ボランティアセンター構想と基金の活用に向けて、ボランティア活動推進協議会「部会」協議を継続（11.12～13.3の間、計32回開催）

年度	NPOと板橋区の動き		板橋区におけるボランティア活動推進の動き	
	月	活動内容	月	活動内容
12	5	「広報いたばし」にて、掲載希望NPOの活動紹介開始「がんばっています板橋のNPO」①～⑩	9	ボランティア国際年への啓発活動の一環として、標語とポスターを公募、優秀作品を表彰し、最優秀作品をポスター化し、学校等区内施設に配付(13.3)
	11	NPOとの協働のあり方検討会「設置」／庁内組織(庶務担当課長10名で構成、計5回開催) NPOとの協働の状況等「庁内NPO関連情報調査」実施	11	国際年記念事業、実行委員会公募及びスタート
	3	NPOとの協働のあり方検討会「報告」 ※13.2「地域創造塾」(NPO参加の区職員研修)NPO法人と任意団体約15団体が参加		
13	5	NPOと行政の協働のあり方検討会「開始」(NPO約20団体と区庶務担当課長10名で構成) 計11回開催(うち夜間開催4回) ※第1回目として、区民、NPO、区議会議員及び職員対象で「講演会(講師:武藤博己/法政大学法学部教授)」を開催	9	ボランティア国際年記念行事「いたばしボランティア・フェスタ2001」を「実行委員会」主催で開催(参加団体150、参加者12,000名)
	9	「情報公開・区民参加推進計画」の策定。	10	第2次ボランティア活動推進協議会「提案」 ①総合ボランティアセンター構想の推進 ②いたばしボランティア基金の活用
	10	NPOと行政の協働のあり方検討会「報告書」 ※13.10「地域創造塾」区職員とNPO(5団体)で活動体験 ※14.01区職員「中堅職員研修」で職員が他市のNPOと行政の先駆的な協働事業を調査(三鷹、武蔵野、杉並、北区視察)	11	次の報告書等を区民に公開し、意見を求めた ①第2次ボランティア活動推進協議会「提案」 ②NPOとの協働のあり方検討会「報告」 ③NPOと行政の協働のあり方検討会「報告書」
			12	ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画(素案)の作成
			12	素案に対する区民の意見を募集
			3	ボランティア国際年ファイナルセッション開催(共催:内閣府)
	10	NPOネットワークセンター「準備会」の検討開始(NPO有志) ※NPOと行政の協働のあり方検討会議参加NPO有志により協議が進められた	3	ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画策定 ※区民周知は、区ホームページ及び印刷物配付、「広報いたばし」を活用
	2	いたばしNPOネットワークセンター設立準備会「開催」(14.2.9)		

年度	NPOと板橋区の動き		板橋区におけるボランティア活動推進の動き	
	月	活動内容	月	活動内容
14	6	淑徳大学と共催で公開講座開催「NPO法人の設立とマネジメント」(4回講座／6.1～6.29)	4	区にボランティア・NPO支援組織創設(総務課ボランティア・NPO係)
			5	いたばしボランティア・フェスタ2002開催(5.25／26)
	9	いたばしNPOネットワークセンターの名称を「いたばし総合ボランティア市民活動センター」として、NPO法人設立の申請、ボランティアやNPOによる社会的課題解決型のネットワーク(中間支援組織)	5	いたばしボランティア基金による支援事業募集(5.1～7.5)
			7	支援12事業決定(応募15事業)(7.31)
			7	庁内組織「連絡調整会議」等を創設、第1回開催
			7	協働マニュアル作成
			7	第3次ボランティア活動推進協議会「開始」
	10	社会貢献活動団体との協働事業一覧作成／上半期(104事業)	10	淑徳大学と共催公開講座開催「ボランティアの時代」
			12	いたばしボランティア・NPOホール「開設」(旧板橋第三小にボランティア・NPOの交流の場を創設)
	1	「いたばし総合ボランティア市民活動センター」NPO法人認証取得(1.31)	1	ボランティア市民活動コーディネートセミナー開催(共催：内閣府)
15			3	ボランティア・協力マニュアル作成
			3	連絡調整会議開催(第2回)、マニュアルの周知
	5	社会貢献活動団体との協働事業一覧作成／14年度(126事業)	5	連絡調整会議開催(第3回)、新規メンバー委嘱及びマニュアルの周知
	5	淑徳大学と共催公開講座開催「NPO設立後の経営はどうあるべきか」(4回講座／5.17～6.7)	6	いたばしボランティア・フェスタ2003開催(6.14／15)
			7	支援11事業決定(応募11事業)(7.24)
			11	第3次ボランティア活動推進協議会「中間報告書」
	9	板橋区区民参加推進規程を制定、パブリックコメント制度の導入	1	いたばしボランティア・NPOネット「開設」
			1	ボランティア市民活動コーディネートセミナー開催(共催：内閣府)
	10	社会貢献活動団体との協働事業一覧作成／上半期(112事業)	3	連絡調整会議開催(第4回)、NPOからの政策提案を受けやすいシステムの検討
	10	板橋基本構想・基本計画の策定にあたり、NPO法人と協働でワークショップ形式により推進		

年度	NPOと板橋区の動き		板橋区におけるボランティア活動推進の動き	
	月	活動内容	月	活動内容
16	5	社会貢献活動団体との協働事業一覧作成／15年度(144事業)	5	ボランティア活動推進協議会「提案書」
	5	淑徳大学と共催公開講座開催「NPOの経営はどうあるべきか」(5回講座／5.29～6.26)	5	いたばしボランティア・フェスタ2004開催(5.8／9)
	5	平成16年版「国民生活白書」が～人のつながりが変える暮らしと地域～新しい「公共」への道～と題し、NPO関連での刊行	6	連絡調整会議開催(第5回)、新規メンバー委嘱及びマニュアルの周知
			6	支援4事業決定(応募9事業)(6.23)

平成16年度上半期 板橋区における社会貢献活動団体等との協働事業一覧

1 調査結果

板橋区における、「平成16年度社会貢献活動団体等との協働の現況」がまとまりました。協働事業が「118事業」、協働団体が「337団体（延べ489団体）」となっています。

うち、「NPO法人」との協働事業が「34事業」、協働団体が「17団体（延べ45団体）」となっています。

なお、前年度の調査では、協働事業が「115事業」、協働団体が「延べ474団体」であったため、それぞれ、3事業・15団体の増となっております。

2 調査対象

- ① 平成16年度上半期における板橋区との協働事業
- ② 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPO：法人及び法人格を取得していない非営利活動を行う任意団体（例ボランティア団体、ボランティアグループ・サークル、社会貢献活動を行っている各種連盟など）。なお、今回の調査では「国民生活白書（経済企画庁）」での範囲に基づく社会貢献活動団体を対象に調査したため、社会福祉協議会、自治会等の地縁組織（町会・自治会等）、財団法人・社団法人、学校法人・社会福祉法人・医療法人との協働事業は除きます。

※注 板橋区は、この調査対象以外にも「町会連合会」、「体育協会」、「社会福祉協議会」、「文化・国際交流財団」等の団体、並びに個人参加の「ボランティアの方々」による様々な支援及び協力による事業を行っています。

3 主な協働状況の一部抜粋（※「協働形態」の説明及び「協働事業の形態別内訳」は、下記表末に記載）

No	主管課及び 【協働団体】	事業名等 (協働形態)	事業概要
1	政策企画課 【NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター】	基本構想の策定 (委託)	平成18年度からの新たな基本構想を区民参加で策定していくために、区民による基本構想ワークショップを開催し、基本構想への提案を作成する。 このワークショップの運営支援として、参加者相互の議論の進行担当を行う。 また、ワークショップでの議論を豊かな内容とするために、区内で活動するボランティア・NPOと区との協働の実践例等を紹介する「まちづくり学習講座」の企画・運営を行う。
2	広聴広報課 【板橋カウンセリンググループゆうあい】	心のなやみ相談 (委託)	孤独、挫折、不安など精神的な悩みで困っている区民からの電話による相談を週1回行う。
3	総務課 【いたばしボランティア・フェスタ2004実行委員会】	いたばしボランティア・フェスタ2004の実施 (共催)	ボランティア・市民活動への理解と参加を求めて、ボランティア・市民活動に関わる方々と区民が交流・学習する行事を開催する。 公募区民による実行委員会のほか、板橋ボランティアセンターと共催して検討及び実施する。

4	地域振興課 【NPO法人 商店街と まちづくり研究会】	板橋ひったくり マップの作成 (事業協力)	区民への犯罪発生情報提供の一つとして「ひったくり」発生情報についてインターネットを活用して公開した。ひったくり発生情報をよりわかりやすく公開するために地図を使用して行った。 ひったくりマップは、東京大学工学部が開発した「地図型情報揭示板カキコまっぷ」システムの転用により作成した。作成にあたっては、東京大学及びNPO法人商店街とまちづくり研究会がシステムの変更作業を行った。今後、このマップに関する意識調査等を協力して行っていく。
5	商工振興課 【2団体】右記 「事業概要」に 一覧を記載	空き店舗活用事業 助成 (補助・助成)	商店街の空き店舗を活用し、その地域の特性を活かした事業を実施する団体に対し、支援することにより、商店街の賑わいを創出し、活性化を図る。 【NPO法人アビリティクラブ板橋たすけあいワーカーズあやとり】、【NPO法人ワーカーズコープ】
6	おとしより保健福祉センター【介護の交流会】	家族介護者支援 (情報提供・交換)	介護基礎講座の修了者が集い、交流・情報交換を通し介護に対して理解を深め、自分たちで学び合い地域福祉の充実を考える。
7	板橋健康福祉センター 【2団体】右記 「事業概要」に 一覧を記載	寝たきり予防グループ支援・育成事業（事業協力）	区民の身近な既存施設を活用し、地域住民と協働のもと、区民相互に支え合いふれあうことを目的として、地域ぐるみで介護予防事業を実施し、その拠点づくりの推進を図る。 (対象者) 閉じこもりがちな虚弱高齢者など (内容) 手工芸などの創作活動、健康づくり活動【げんきかい】、【板橋老後を良くする会ひまわり】

【協働事業「118事業」の形態別内訳】

① 共催	15事業
② 実行委員会・協議会	2事業
③ 事業協力	71事業
④ 委託	17事業
⑤ 情報提供・情報交換	4事業
⑥ その他	9事業
(補助金・助成金	9事業)